

ハイチ・ドミニカ共和国間の外交摩擦とカリブの地域主義

浦部 浩之

Diplomatic Conflict between Haiti and Dominican Republic and Regionalism in the Caribbean

URABE Hiroyuki

[Sumario]

Conflicto diplomático entre Haití y República Dominicana y Regionalismo en el Caribe

Con el pretexto de normalizar las situaciones legales de los inmigrantes haitianos y sus descendientes, el gobierno dominicano llevó a cabo en 2014 y 2015 el plan especial de regularización del registro civil y naturalización de las personas del origen extranjero. Sin embargo, como se había previsto, muchos haitianos no pudieron gozar de esta disposición puesto que no habían adquirido adecuadamente los documentos de identificación y/o partida de nacimiento, y en consecuencia fueron repatriadas al otro lado de la frontera más de 65 mil personas cuando expiró el periodo del régimen especial. Los países de la Comunidad del Caribe (CARICOM), que comparten con Haití la experiencia de colonizaciones y discriminaciones raciales, consideraron esta decisión como una grave violación de los derechos fundamentales, y criticaron dura y tajantemente al gobierno de la República Dominicana, suspendiendo la petición de afiliación del país hispanohablante a su organización regional. Cabe señalar que este conflicto diplomático evidenció la existencia de un gran abismo entre la conciencia de identidad del pueblo latinoamericano y la del afrocaribeño.

はじめに

ラテンアメリカ・カリブ地域では2000年代、新しい地域統合を構築しようとする動きが強まった。ブラジルのイニシアティブで2000年に始まった南米諸国首脳会議は、2008年8月に南米諸国連合（UNASUR: Unión de Naciones Suramericanas）として機構化され、またその年の12月に史上初めて開催されたラテンアメリカ・カリブ諸国首脳会議は、3回にわたる首脳会議を経て2013年1月にラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC: Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños）へと発展した。

こうしたラテンアメリカ・カリブ全体を包摂する地域主義の背景には、「南」の国々を厳しい競争にさらすグローバリズムへの懐疑や米国による覇権の行使への抵抗がある。CELACの参加国として、米国とカナダが除外され、キューバを含むラテンアメリカ・カリブの全33カ国が名を連ねていることには、過去の歴史にはなかった地域的連帯の気運の高まりが表れている。他方、自由貿易志向の強いメキシコ、コロンビア、ペルー、チリが2012年6月に太平洋同盟（Alianza del Pacífico）を立ち上げ、左派政権の結束軸となっていた南米南部共同市場（MERCOSUR: Mercado Común del Sur）との政策スタンスの違いを見せたため、新しい地域主義の行方に対する懐疑的な見方も生まれた。しかし、一連の統合プロセスでは政治、安全保障、社会、文化などの広範な分野における政策的な連携や協力が重視されており、経済はあくまで全体の一部にすぎない。実際、UNASURやCELACで取り上げられるアジェンダの幅は当初の数年間で着実に広がっていったし、2014年には太平洋同盟とMERCOSURの対話の枠組みも立ち上げられた（浦部 2016）。

CELACに象徴される、メキシコ以南のラテンアメリカ・カリブ諸国を包摂する地域統合の行方を見るうえで、筆者が目じりたいのはむしろ、地域アイデンティティの問題である。具体的には、イベリア系のラテンアメリカ諸国と旧英・仏・蘭領のカリブ諸国との間には、果たして真に同朋意識が存在するのか、またそれが共同体形成の熱意に結び付くのかということである。ラテンアメリカ諸国は、今から200年以上前の19世紀初頭、スペイン・ポルトガル起源のエリート層が、特権を保持しつつ、本国による統治を離れることで成立した。それに対し、非イベリア系のカリブ諸国は、第2次世界大戦後、奴隷や契約労働者としてこの地に導入されていた非欧州系の人々の子孫が主体となり、欧州諸国による植民地支配を脱することで成立した。両者は、国家形成の歴史や基層文化、そしてナショナル・アイデンティティが根本的に異なっているのである。

なお、非イベリア系カリブ諸国のなかでもハイチの独立は、黒人奴隷による宗主国フランスに対する反乱の帰結として1804年に達成されており、時期的にはイベリア系ラテンアメリカ諸国と符合するが、主体者の点では周辺のカリブ諸国との類似性がある。

CELACにおいて、イベリア系ラテンアメリカ諸国と非イベリア系のカリブ諸国との政治的な協調は、一定程度には認められる。2014年開催の第2回首脳会議で、アルゼンチンと英国の間で係争しているマルビナス（フォークランド）諸島問題に関し、英国女王を国家元首とするカリブの9ヵ国がCELAC加盟国に含まれていながらアルゼンチンを公に支持する「首脳宣言」¹が採択されたのはその一例であろう。しかし他方で、2015年7月に開催された非イベリア系のカリブ諸国15ヵ国で構成されるカリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）の第36回首脳会議では、イベリア系諸国と一線を画すカリブ諸国独自の同朋意識が鮮明に表れた。ベネズエラ・ガイアナ間の領海問題、およびドミニカ共和国におけるハイチ系住民の国籍剥奪問題という2つの二国間問題に関し、CARICOMは多国間の枠組みで、イベリア系のベネズエラ、ドミニカ共和国の立場を否定し、同朋であるガイアナとハイチに全面的に連帯する姿勢を示したのである²。とりわけ、ドミニカ共和国に対する非難は、問題の底流に人種主義というCARICOM諸国にとって機微にふれる事柄が絡んでいたこともあり、きわめて辛辣なものとなっている。

ハイチとドミニカ共和国の間での外交摩擦は、ハイチ系移民の地位をめぐるドミニカ共和国の司法判断とそれに基づく行政措置で、数万人単位の住民が国籍を剥奪されてハイチに事実上強制送還されたという、国際的にも大きな反響を招いた問題である。これによりドミニカ共和国のCARICOM加盟構想は白紙に戻され、進展しつつあるかに見えたイベリア系ラテンアメリカ諸国とCARICOM諸国との協調も大きく後退することになった。以下でこの問題の経緯を振り返り、それをふまえてカリブの地域主義について検討していきたい。

1 CELAC, “Declaración de la II Cumbre de la CELAC,” La Habana, 28 y 29 de enero de 2014. (http://walk.sela.org/attach/258/EDOCs/SRed/2014/01/T023600005618-0-Declaracion_Final_de_la_II_Cumbre_de_la_CELAC.pdf 2016年8月4日最終閲覧)

2 CARICOM, “36th-CHOGM-Communique.” (<http://today.caricom.org/2015/07/05/communique/> 2016年8月4日最終閲覧)

1. ハイチとドミニカ共和国の関係

(1) 植民地期から独立期のハイチとドミニカ共和国

図1は、イスパニョーラ島を東西に分ける今日のドミニカ共和国とハイチにおける領有と統治の歴史をまとめたものである³。

図1 イスパニョーラ島の領有と統治の歴史

	ハイチ	ドミニカ共和国
1492-1697年	スペイン領	スペイン領
1697-1795年	フランス領	スペイン領
1795-1804年	フランス領	フランス領
1804-1809年	ハイチ	ハイチ
1809-1821年	ハイチ	スペイン領
1821-1822年	ハイチ	スペイン人ハイチ独立国
1822-1844年	ハイチ	ハイチ
1844-1861年	ハイチ	ドミニカ共和国
1861-1865年	ハイチ	スペイン領復帰
1865-1915年	ハイチ	ドミニカ共和国
1915-1916年	米軍統治	ドミニカ共和国
1916-1924年	米軍統治	米軍統治
1924-1934年	米軍統治	ドミニカ共和国
1934-1965年	ハイチ	ドミニカ共和国
1965-1966年	ハイチ	米軍侵攻
1966-	ハイチ	ドミニカ共和国

(出所) 筆者作成

イスパニョーラ島は1492年のコロンブスによる第1回の航海で「発見」された。サントドミンゴ (Santo Domingo) との名で呼ばれることになるこの島には当時、数万人規模のタイノ族が暮らしていたが、スペイン人による初期の征服の過程でほぼ全滅している。もっとも、スペインはここに最初の拠点を築いたものの、主要な関心は金や銀などの財や広大な土地、そして豊富な先住民労働力を有する大陸部にあり、また大陸部とスペインを結ぶ中継地の役割もほどなく良港に恵まれたキューバに移ったため、植民地としてのサントドミンゴの開発はあまり進まなかった。海賊の襲撃に悩み、密輸の横行に手を焼いたスベ

3 ハイチとドミニカ共和国の歴史の概要を知るうえで参考になる文献としては、たとえば次のものがある。浜 (2007)、増田・山田 (編) (1999)、山岡 (2018)。

イン王室は、教会の権威と秩序を回復するために1606年、島の西部の経営を諦め、住民を東部に強制的に集住させる措置をとっている。

この間隙を縫い、スペインの支配が及ばないカリブの島々に海賊を支援するかたちで影響力を拡大していったのが、英国、オランダ、フランスなどの国々である。無人地帯と化していたイスパニョーラ島西部を手中に収めたのはフランスであり、島の西側の約3分の1は最終的に、大同盟戦争（アウクスブルク同盟戦争）終結のために結ばれた1697年のライスウィク（レイスウェイク）条約で、正式にフランス領サンドマング（Saint-Domingue）となった。そしてフランスはスペインとは対照的に、奴隷制プランテーションの導入による積極的な植民地開発に着手し、サンドマングは世界最大の砂糖生産地として数十年におよぶ繁栄を謳歌することになった。

この状況に大きな変化が訪れるのが、18世紀の終盤のことである。本国フランスで発生した革命の影響がサンドマングにも波及し、革命2年後の1791年、フランス人入植者に対する黒人奴隷の蜂起が勃発する。これがトゥサン＝ルベルチュール（François-Dominique Toussaint Louverture）を中心とする独立運動となって広がっていき、またその混乱のなかで1793年には島の東部からのスペイン軍の侵略も始まった。この西仏間の争いは、フランス革命戦争（革命をめぐる対仏干渉がもとで始まった戦争）終結のために結ばれた1795年の第2次バーゼルの和約でスペインが島の東部をフランスに割譲したため、この時イスパニョーラ島の全体が初めてフランス領となった。しかし、トゥサンを継いだジャン＝ジャック・デサリーヌ（Jean-Jacques Dessalines）らによる独立運動は激しさを増し、1804年1月1日、ついに世界初の黒人国家であるハイチの独立が宣言されることになるのである。1793年に奴隷制廃止を知らせる「自由の鐘」を鳴らしたトゥサンは1802年にフランス軍に捕えられ、1803年にアルプスで獄中死していたが、囚われの身になる前の1801年、トゥサンはサントドミンゴにも侵攻し、そこでも奴隷制の廃止を宣言している。

さて、サントドミンゴの側では、ハイチによる支配について、スペイン系白人の特権層と黒人や混血が大多数を占める一般大衆層との間で賛否が分かっていたとされる。いずれにしても、その後、島の東部の支配者は二転三転することになる。独立を果たしたデサリーヌはジャック1世としてハイチ皇帝に就くが、1806年10月に暗殺され、その後ハイチは、共和制を標榜するアレクサンドル・ペション（Alexandre Pétion）大統領を首班とするハイチ共和国（南ハイチ）と、これに対抗するアンリ・クリストフ（Henry Christophe）大統領を

首班とするハイチ国（北ハイチ）に分裂した。この混乱のなかで1809年、サンチェス＝ラミレス（Juan Sánchez Ramírez）らのスペイン系植民者は、英国軍の力も借りて、サントドミンゴに踏みとどまっていたフランス軍を撃破して島の東部を奪還した。そして大陸部におけるスペイン系諸国の独立宣言と時を同じくして、サントドミンゴでも1821年12月、スペイン人ハイチ独立国（Estado Independiente de Haití Español）の独立が宣言されることとなった。しかし、ハイチ側はこの東部の独立を嫌い、翌1822年の2月にすぐさまサントドミンゴを軍事的に制圧してしまう。このハイチによるサントドミンゴ併合は、1844年の2月まで、22年間続くこととなった。なお、ハイチでは1818年にペションが死去し、また1820年にはクリストフが自殺しており、この1822年のサントドミンゴへの軍事行動を展開したのは、ペションを継いで大統領に就任していたジャン＝ピエール・ボワイエ（Jean Pierre Boyer）であった。

ドミニカ共和国の独立記念日は2月27日に定められているが、これは1844年、ドミニカ共和国がハイチによる併合に終止符を打って独立宣言を出した日である。サントドミンゴ以外のスペイン系ラテンアメリカ諸国がすべて本国からの独立を果たしたのに対し、ドミニカ共和国は隣国ハイチからの支配を脱したことを独立と位置付けていることは特筆される。そればかりか、ハイチとの抗争は独立後もしばらく続き、1863年には抗争に耐えかねたサンタナ（Pedro Santana）大統領はスペインへの併合を申し入れ、サントドミンゴは約2年半、スペインの植民地に一時的に復帰したという歴史ももつ。再併合に反対する独立派がいわゆるドミニカ回復戦争（Guerra de la Restauración）を展開し、スペイン軍を撤退させ独立を回復するのは1865年7月のことであった。なおこの独立回復には、モンロー宣言を盾に欧州排除の姿勢を強めていた米国による圧力も大きく寄与していた。

（2）ハイチの国際的孤立とドミニカ共和国の人種主義

以上のとおり、植民地期のハイチはドミニカ共和国よりもはるかに繁栄しており、ドミニカ共和国にとってハイチは19世紀の半ば頃まで、自国の独立を脅かす存在であった。ただ、ハイチは世界初の黒人独立国家を樹立するとの輝かしい歴史とは裏腹に、独立後には国際的孤立のなかで苦難の道を歩むことになる。

まず、奴隷反乱の成功というその偉業こそが、近隣国にとっては脅威と映った。米国はラテンアメリカ諸国に関してはその独立を1822年から24年にかけて承認したものの、ハイチに関しては長く認めず、米国がハイチを承認したのは

国内で奴隷解放の気運が高まった1862年のことであった⁴。スペイン植民地における独立解放運動の指導者であったシモン・ボリバル（Simón Bolívar）もまた、自らの運動についてはハイチに支援を求めているながら、独立達成後の1826年にラテンアメリカ諸国の連帯を掲げて開催したパナマ会議には、ハイチを招待しなかった。ハイチの革命体制や無政府状態への懸念や、ハイチの参加が人種運動の火種となることへの警戒心が、スペイン系諸国の指導者の間で強かったからである⁵。こうした孤立状態のなかでボワイエ大統領は1825年、フランスからの独立の承認を得ることと引き換えに、約10年分の歳入に相当する多額の賠償金を支払うことで妥協した。しかし、ハイチは賠償金支払いのための新規借款を繰り返さざるをえなくなり、これが発展の足を大きく引っ張ったうえ、1915年から34年にかけては債務返済を口実とする米国の軍事占領を招くことにもなった。

さて、ドミニカ共和国もまた財政難から欧米諸国への借款を繰り返し、ハイチに比べればやや短い、1916年から24年の約8年間にわたって米軍による占領統治下に置かれた（図1参照）。この米軍統治期に、米国から重用され、軍事組織のなかで頭角を現したのがトルヒージョ（Rafael Trujillo）将軍である。トルヒージョは国家警備隊のなかで実力を蓄え、米軍の撤退後は、国家警備隊を改組して設立された国軍の最高実力者に昇りつめた。そして1930年にクーデタで権力を掌握し、1961年までの31年間にわたる独裁体制を築き上げることとなった。

このトルヒージョ独裁体制下で1937年に発生したのが、犠牲者数が1万5千人とも2万人とも言われるハイチ人の「大虐殺」である。トルヒージョは人心を惹きつけ国民統合を達成する手段として、長年の歴史のなかで培われていた「反ハイチ主義」を利用したのである。じつのところ、混血化が進んでいるドミニカ人の、とくに下層大衆の間では、人種意識は希薄であった。両国の境界付近では、国境線も明確でなく（両国の国境が画定されたのは1936年）、ハイチ人とドミニカ人はいわば隣人同士で共存していた。しかしトルヒージョは、ドミニカ共和国は人種的には混血が多いが文化的には優れたスペイン文化

4 米国では1861年から1865年までの南北戦争の間に奴隷解放の気運が高まった。米国で奴隷解放宣言が出されたのは1863年のことであった。

5 ボリバルは「黒人の蜂起はスペインの侵略よりも1000倍有害だ」と述べたとされる（浜2003: 192）。

を継承しているとするスペイン性優位 (Hispanidad) の言説を作り上げ、これを喧伝した。この極端な政治思想が具体的な行動となって表れたのが、1937年10月にトルヒージョの命令によって北部国境地帯を中心に実行されたハイチ人の「大虐殺」であった。この「大虐殺」は国際的に大きな非難を招く。しかし、ドミニカ共和国を「白人化」するとあからさまに述べていたトルヒージョはそれに耳を貸さず、むしろ国境地帯における非黒人系の人々の入植（それには日本人移住地の建設を含む）を進めて国境の防御を固めていった。トルヒージョは1961年に暗殺されるが、この反ハイチ・ナショナリズムは後継のバラゲール (Joaquín Balaguer) 大統領にも引き継がれ、黒人性、クレオール語、ブドゥー教といったハイチ的なものへの偏見はドミニカ人大衆の間に広く浸透していくこととなった。

2. ハイチ系住民からの国籍剥奪問題

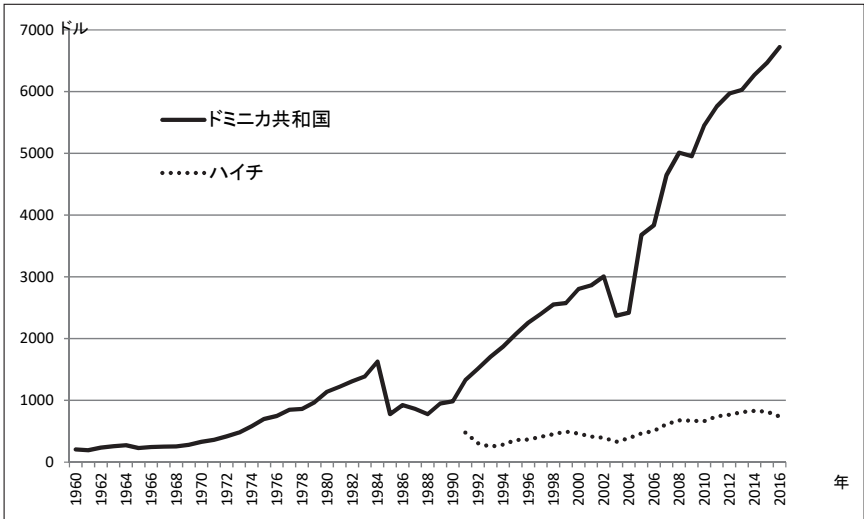
(1) ハイチとドミニカ共和国の経済格差とハイチ人移民

ドミニカ人の間にある反ハイチ感情は今日、両者の間の経済格差によっても助長されている。図2は、ハイチとドミニカ共和国の1人当たりGDPの推移である。ドミニカ共和国が1990年代以降、目覚ましい経済成長を遂げているのに対し、ハイチの経済成長は一貫して芳しくなく（整合性あるデータの欠損により図2には示されていないが、1960年代から80年代にかけての1人当たりGDPはドミニカ共和国のそれを下回っている）、今日ハイチは米州の最貧国にとどまっている。世銀のまとめによれば、ハイチでは人口1040万人のうちの59%に当たる600万人が国の定める貧困ラインである1日当たりの所得2.41ドル以下で、24%に当たる250万人が極貧ラインである1日当たりの所得1.23ドル以下で生きながらえている（2012年）⁶。

この経済格差は、より大きな雇用機会と高い賃金を期待するハイチ人のドミニカ共和国への移動の誘因となる。ハイチからドミニカ共和国への人口移動はすでに19世紀に見られたが、最初にその増大を見たのは1910年代から20年代にかけての米軍統治期であった。すなわち、両国の経済が米国に抑えられ、米系企業が相次いでサトウキビ・プランテーションの経営に乗り出したこの時期、「安いサントドミンゴの土地と安いハイチの労働力」との認識のもとで、多く

6 世銀Webサイト (<http://www.worldbank.org/en/country/haiti/overview> 2018年8月1日最終閲覧)。なおこのデータはハイチ政府当局の統計（2012年）に基づいている。

図2 1人当たり名目GDPの推移（ドミニカ共和国とハイチ）



(出所) 世銀 World Development Indicators

のハイチ人労働者がドミニカ共和国に導入されたのである⁷。なお、1929年の世界恐慌で砂糖価格が暴落し、プランテーション経営は行き詰まるが、多くのハイチ人労働者がドミニカ共和国にとどまったため、この経済危機と「黒人の増大」「文化を欠く人々の侵入」とを結びつけるトルヒージョ大統領の偏狭な危機感によって、「大虐殺」が引き起こされることになった。

今日どれほどの数のハイチ人、あるいはハイチ系住民がドミニカ共和国に居住しているかは、非合法滞在者の数の統計的捕捉が困難なため確かなことは分らないが、政府が行った「第1回ドミニカ共和国内移民全国調査」(Primera Encuesta Nacional de Inmigrantes en la República Dominicana) (通称「ENI-2012」)によれば、ドミニカ共和国の推定人口971万6940人の7.9%に当たる76万8783人が外国系であり、その86.9%に当たる66万8144人がハイチ系によって占められている。また、図3のとおり、ハイチ系のうちの45万8233人がハイチ生

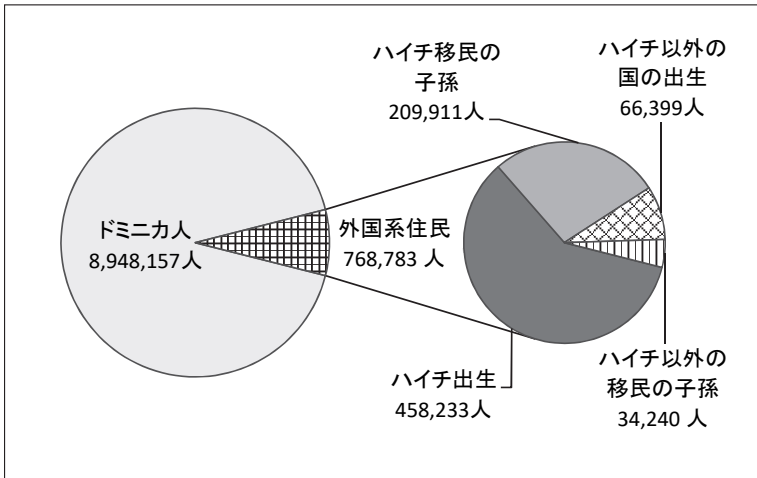
7 Bosch (2014) p.19. 米国が1917年、ハイチとドミニカ共和国を結ぶ中継地のバラオナに入国管理を行う拠点の施設をつくり、また道路整備事業を進めたことも、ハイチからドミニカ共和国への人口流入の増大につながった。

まれの移民、20万9911人がドミニカ共和国内で出生したハイチ人移民の子孫となっている（Oficina Nacional de Estadística 2013）。

国外で出生してドミニカ共和国に移住した移民の国籍、および男女比は表1のとおりである。女性に比べて男性の比率が高いのは移民全般に見られる特徴ではあるが、ハイチ人の場合、男性指数（女性100人に対する男性の数）がとくに高く、188.9にも達する。これは多くのハイチ人が雇用を求めてドミニカ共和国に移住していることを示唆している。

ハイチ人が低賃金の重労働に従事していることは疑いの余地がない。山口はドミニカ共和国内におけるハイチ人労働者の賃金はドミニカ人の60～70%程度であると指摘しており（山口 2013: 171）、筆者が2012年に北部国境地帯のダハボンで行った調査でも、ある農家では、収穫の時期などの繁忙期には1日250～300ペソ（約6～7ドル）というドミニカ人の6割程度の賃金でハイチ人数人を雇っているとのことであった（浦部 2013: 31）。「ENI-2012」によれば、ハイチ人移民の月収は図4のとおり、男性では約3分の2が1万ペソ（約240ドル）に届かず、2割が5000ペソ（約120ドル）にも届いていない。女性の場合にはさらに状況は悪く、月収1万ペソに満たない者が全体のほぼ8割を、5000ペソに満たない者が半分近くを占めている。

図3 ドミニカ共和国の人口構成（2012年）



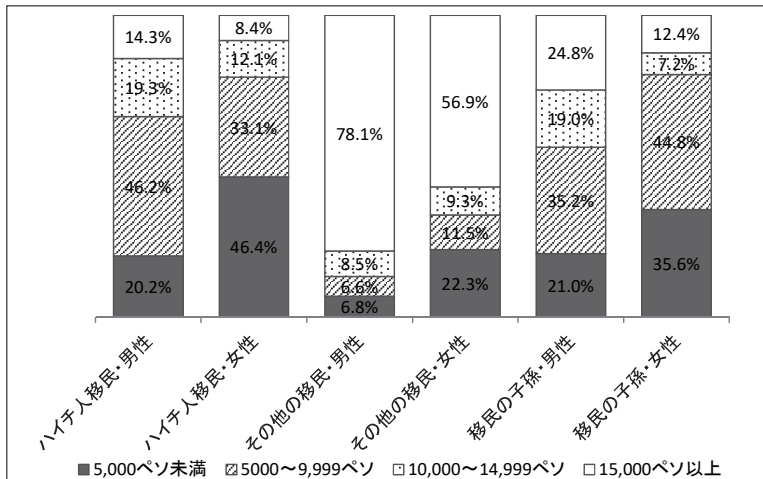
（出所） ENI-2012, pp.29-30., p.40.をもとに筆者作成

表1 ドミニカ共和国における外国出生人口（2012年）

	人口	割合 (%)	男性指数 (対女性人口)
ハイチ	458,233	87.34	188.9
プエルトリコ	4,416	0.84	126.1
キューバ	3,145	0.60	140.5
米国	13,514	2.58	111.3
その他の北米・カリブ	3,597	0.69	113.4
中米	2,293	0.44	121.1
ベネズエラ	3,434	0.65	91.1
コロンビア	2,738	0.52	104.1
その他の南米	3,838	0.73	116.3
中国	3,643	0.69	184.5
その他のアジア	3,589	0.68	97.3
スペイン	6,720	1.28	166.4
イタリア	4,044	0.77	291.5
フランス	3,599	0.69	236.7
ドイツ	1,792	0.34	170.6
その他の欧州	4,125	0.79	142.3
その他	1,912	0.36	123.2
合計	524,632	100.00	

(出所) ENI-2012, p.64.をもとに筆者作成

図4 ドミニカ共和国における移民の月収（2012年）



(出所) ENI-2102, p.252.をもとに筆者作成

こうしたハイチ系住民を受入国の側の人々がどう捉えているかは、あたかも米国におけるドミカ系移民への眼差しのアナロジーかのようなのである。つまり、一方には非合法移民を含む多くのハイチ系低所得者をドミカ共和国が抱えることで、公教育や医療の面で大きな負担が生じ、財政を圧迫しているとする考え方がある。実際、2012年の1年間に国が外国人向けに支出した医療費は12億8886万ペソにのぼり、これは厚生省の予算の3.87%を占めるといふ⁸。もう一方には、ハイチ人の低賃金労働と消費行動がドミカ共和国の経済を下支えしているとの見解がある。いずれにしても、こうしたハイチ人の置かれた状況は、ハイチ人に対する否定的な見方を、ひどい場合は人種差別的な排外主義を、人々の間に醸成することになっている。ギャラップ (Gallup) 社と日刊紙オイ (Hoy) 社が2015年1月に行った世論調査 (対象1200人。標本誤差2.8%ポイント、信頼水準95%) によれば、89.1%のドミカ人が政府はこれ以上のハイチからの移民を禁止するべきであると答え、また72%がハイチ人は地域社会で何らかの問題を引き起こしていると答えている。また、以下で取り上げる「不正規移民正常化計画」に関しては、93.5%のドミカ人が不正規移民を国外退去させることに賛成している⁹。

(2) ハイチ系住民の国籍剥奪問題

非合法にドミカ共和国への入国を試みるハイチ人の問題、あるいは合法的に入国しながらも滞在資格の期限が切れて非合法滞在となっているハイチ人の問題は、入国管理当局にとっての悩みの種であった。図5はドミカ共和国とハイチの陸路国境4地点 (ダハボン、エリアスピニャ、インデペンデンシア、ペデルナレス) における身分証不所持による退去強制者 (2012年から2015年半ばまで約3年半) のデータである。その数は18万人以上にのぼり、そのほぼすべてがハイチ人である¹⁰。

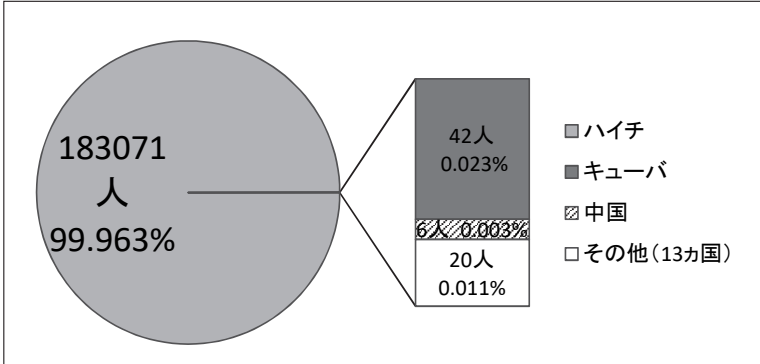
こうした一連のハイチ系住民をめぐる社会的問題が一気に噴出したのが、冒頭に紹介した、CARICOM諸国からの強い反発も招いた2015年の国籍剥奪

8 Diario Libre電子版, 2015年5月20日付 (http://www.diariolibre.com/destacada/2015/05/20/il143771_hospitales-bajo-presin). 2015年6月6日最終閲覧)

9 Hoy 電子版, 2015年2月12日付 (<http://hoy.com.do/todos-los-resultados-de-gallup-hoy/>) 2015年6月7日最終閲覧)

10 Diario Libre電子版, 2015年5月26日付 (http://www.diariolibre.com/destacada/2015/05/26/il158781_seguridad-desafio-permanente). 2015年6月6日最終閲覧)

図5 ドミニカ共和国国境（4地点）からの退去強制者（2012年-2015年半ば）



(出所) Diario Libre電子版、2015年5月26日付をもとに筆者作成

問題であった。この問題の直接的な引き金は、ドミニカ共和国の憲法裁判所（Tribunal Constitucional）が2013年9月、正常な身分証を所持していない外国人移民（そのほとんどがハイチ人移民）の子孫数千人から、過去にさかのぼって事実上ドミニカ国籍を剥奪することを意味する判決（「判決168-13」）を下したことにある。裁判は次のとおりのものであった。すなわち、ハイチ人移民の子で1984年にドミニカ共和国内で出生したフリアナ・デグイス＝ピエール（Juliana Deguis Pierre）という女性が身分証の発行を中央選挙管理委員会（JCE: Junta Central Electoral）に申請したところ、出生証明書の不備を理由にこれが拒否された。デグイスは、この措置が基本的人権（derecho fundamental）の侵害に当たるとして保護（amparo）を請求したものの、憲法裁判所はこれを棄却した。その理由は、ドミニカ共和国は国籍付与については属地主義（jus solis）をとっているものの、デグイスは「通過滞在の外国人」（extranjeros en tránsito）から出生した子であり、ドミニカ国籍を付与すべき条件を満たしていないため、JCEの判断は基本的人権の侵害に当たらないというものであった。また、憲法裁判所はさらにその判決のなかで、JCEに対し、1929年6月21日以降の市民登録（Registro Civil）台帳にある類似した不正規な手続きについての詳細な検査（auditoría minuciosa）を行うことも命じた¹¹。

この判決は、数多くのハイチ人移民の子孫から出生時に遡及してドミニカ国

11 判決の内容については次に説明されている。Rodríguez R, Jaime y Bartolomé Pujals S. (2014).

籍を剥奪し、それにともなってドミニカ共和国の滞在資格を消滅させることになるため、国内外に大きな衝撃を与え、厳しい批判にさらされることになった。事態を憂慮したメディナ (Danilo Medina) 大統領は同年11月、「大統領令327-13」¹²を発出し、滞在資格や国籍取得に関する法律要件を満たさない恐れのある移民やその子孫を対象に、期間18ヶ月の時限措置として、まずは外国人登録の申請を、それが許可された後には帰化の申請を行うことを認める「不正規移民正常化計画」(PNRE: Plan Nacional de Regularización de Extranjeros en situación migratoria irregular en la República Dominicana) を発表した。そしてそれに必要な手続き規則などを定める「法律169-14: 不正規な市民登録がなされた国内出生者と帰化に関する特別措置法」(Ley que establece un régimen especial para personas nacidas en el territorio nacional inscritas irregularmente en el Registro Civil dominicano y sobre naturalización)¹³が2014年5月に公布された(なお、申請者の便宜を図るため、「法律169-14」に定められている一部の申請期間を変更する「法律520-14」¹⁴も同年10月に定められた)。

「不正規移民正常化計画」の期限は2015年6月17日までと定められていた。内務警察省の2015年度年次報告書によれば、期間中に全国25カ所の事務所と3台の移動窓口において28万8466人からの申請があり、うち18万6645人に外国人登録が認められた。また国内で出生した外国人の子の出生手続きに関しては、8755人からの申請があり、うち4140人には通常手続きによる帰化申請が可能となる永住権が与えられ、2139人は審査手続き中、2476人は保留とされた(Ministerio de Interior y Policía 2016: 20-22)。

ドミニカ共和国政府は、国内外から寄せられる批判に対し、多大な数の正常化申請があったとして、その成果を強調している¹⁵。しかし、「不正規移民正常化計画」の申請手続きは非常に煩雑であり、申請の要件とされている書類を

12 Decreto 327-13. (http://www.sipi.siteal.iipe.unesco.org/sites/default/files/sipi_normativa/decreto_327-13_plan_nacional_de_regularizacion_de_extranjeros.pdf 2018年7月14日最終閲覧)

13 Ley N.169-14. Ley que establece un régimen especial para personas nacidas en el territorio nacional inscritas irregularmente en el Registro Civil dominicano y sobre naturalización. (<https://presidencia.gob.do/haitianossinpapeles/docs/Ley-No-169-14.pdf> 2016年8月4日最終閲覧)

14 Ley 520-14. (<https://ja.scribd.com/document/245124294/Ley-520-14> 2018年7月14日最終閲覧)

整えられない事例も数多く報告された。ファドウル（José Ramón Fadul）内務警察相によれば、申請のあった28万8466人のうちの10万2940人が出生証明書を、6万9997人が身分証を、9万5164人がパスポートを提示した一方、2万345人は証明書類を保持していなかったという¹⁶。また、これらの証明書類に加え、給与支払い証明、雇用主による雇用証明、住宅取得証明、6ヵ月以内に発行された家賃支払い領収書などの指定された証憑書類から複数の書類を提出するとの要件もあった。長蛇の列のなかで申請を諦めざるを得なかった事例、申請に必要な費用を工面できなかった事例なども数多くあったとされる¹⁷。

結局、表2のとおり、「不正規移民正常化計画」終了の翌日から8月2日までのわずか1ヵ月半の間に、分かっているだけで6万5927人ものハイチ人が事実上、国外に追放されることとなった。ドミニカ共和国政府が用意したバスなどの公的な補助によって出国した事例もあるが¹⁸、多くの場合は何の補助も受けることなく自主的に出国することを余儀なくされていた。このなかには、ドミニカ共和国で生まれ育ち、ハイチを訪れた経験すらない人々や頼ることのできる親族をもたない人々も数多く含まれていた。

（3）国籍剥奪問題に対する批判

ドミニカ共和国内には、すでにふれたとおり、ハイチ人に対する冷ややかな感情も強い。しかしながら、ハイチ系住民の地位をめぐるではかねてから国内で様々な法的論争があり、「判決168-13」を発端とする一連の政策に対しては、国内からも痛烈な批判が提出されている。

たとえば、法学者のRodríguezとPujalsは次のような批判を展開している

15 在米ドミニカ共和国大使館のプレスリリースでは、34万人以上が手続きのために窓口を訪れ、28万8000人の申請が受理されたと強調していた。Embassy of Dominican Republic in the United States of America, *Conclusion of the National Regularization Plan for Foreigners in the Dominican Republic* (<http://www.domrep.org/migrationreformbill.html> 2016年8月4日最終閲覧)

16 Diario Libre電子版, 2015年6月19日付 (<https://www.diariolibre.com/noticias/interior-y-polica-reporta-288466-extranjeros-mayora-haitianos-se-inscribieron-en-el-plan-ICDL1201911> 2018年7月15日最終閲覧)

17 Acento (電子版ニュースサイト), 2015年6月17日付 (<https://acento.com.do/2015/opinion/editorial/8258697-el-final-del-plan-nacional-de-regularizacion-de-extranjeros/> 2018年7月17日最終閲覧)

18 注17に同じ。

表2 ハイチ人の出国者 (2015年6月18日～8月2日)

	ダハボン	エリアスピニャ	ヒマニ	ペデルナレス	計
政府補助による帰国	320	209	177	172	878
自主的出国	50,676	6,739	5,344	2,290	65,049
計	50,996	6,948	5,521	2,462	65,927

男性	32,805
女性	17,626
子ども	15,496
計	65,927

(出所) Faxas, N. et al. (2016) *La política migratoria nacional y otros temas periodísticos*. Santo Domingo: Editorial Funglode, pp.87-88.

(Rodríguez y Pujals 2014)。すなわち、1929年の憲法制定当時、国籍付与に関してドミニカ共和国で属地主義が採用されたのは、人口の増大を図るという目的があったからであった。例外的に外交使節団に属する外国人から出生した子、および通過滞在の資格で滞在する外国人から出生した子に対してはドミニカ共和国国籍が付与されないこととされていたが、この通過滞在外国人 (extranjero en tránsito) に関しては、1939年の移民法では「上限10日間の通過滞在」と定義されており、したがって就労などの滞在資格を得て入国していた外国人がこれに該当しないことは明白であった。ところが、2004年に新たに制定された移民基本法では、その第36条第5項に、「期限付きの就労資格で入国し、その期限が切れた外国人」は「非居住者」(no residentes) と見なされるとの規定が、また同条第10項に、「非居住者」は「通過滞在外国人」(personas en tránsito) と見なされるとの規定が設けられた¹⁹。さらに2010年に制定された憲法の第18条に、属地主義に基づく国籍付与の例外となる事例として、「外交使節団に属する外国人の子」、「通過滞在外国人の子」に加え、「非合法に滞在する外国人の子」との文言が追加されることになった²⁰。

19 Ley N.285-04. (<https://www.dgii.gov.do/tarjetaTuristica/legislacion/Documents/Ley285-04.pdf> 2018年7月14日最終閲覧)

20 Constitución de la República Dominicana, proclamada el 26 de enero. Publicada en la Gaceta Oficial No. 10561, del 26 de enero de 2010. (<http://www.ifrc.org/docs/idrl/751ES.pdf> 2018年7月14日最終閲覧)

こうした一連の法改正を受けて、JCEによる身分証の交付に関する行政手続きも厳格化されていき、前節の冒頭に記した、フリアナ・デギス＝ピエールへの身分証の非交付とそれをめぐる訴訟、そして「判決168-13」へと発展したのである。RodríguezとPujalsは、2010年憲法の規定に先行して立法や行政手続きのなかで通過滞在に関する解釈に変更が加えられていること、またデギスとJCEを当事者とする個別的な当事者間（inter partes）訴訟で、1929年以降の市民登録台帳の詳細な検査を命ずるという普遍化された判断が示されていること、2010年憲法で定められた規定が1984年生まれのデギスをはじめ多くの人々に遡及して適用されていることなどを批判する（Rodríguez y Pujals 2014）。様々な経緯のなか、当初の滞在資格の期限が切れながらそのままドミニカ共和国に定住していった数多くのハイチ人があるというのが、ドミニカ共和国社会の現実であった。また、そうした人々から生まれた子どもの多くは、ドミニカ共和国は唯一の居住経験のある国であり、その国籍を「剥奪」されるということは無国籍状態になることを意味した。

国内においてすら法的な、あるいは政治的な観点から強い異論の出るこの問題に、膨大な数の退去強制者の受け入れを迫られるハイチをはじめ、国際社会から多くの批判が出るのはいわば当然のことであった。人権団体のなかでは、たとえばアムネスティインターナショナルは「判決168-13」を「恥ずべき判決」と評し、「不正規移民正常化計画」から多くのハイチ系住民が取り残されていることを批判する²¹。米州人権裁判所（Corte IDH: Corte Interamericana de Derechos Humanos）も2014年8月、ハイチ人の強制送還に関する訴訟（2012年7月に提起された、ドミニカ共和国当局が1990年代から2000年代初頭にかけて20数名のハイチ人を強制送還したことが人権侵害に当たるとして、救済を求める訴訟）において、ドミニカ共和国当局による措置が米州人権条約などの国際法に違反しているとの判断を示すとともに、「判決168-13」、「法律169-14」に関わる外国人の退去強制を停止するよう求めた²²。また、米州機構（OAS）

21 アムネスティ日本「無国籍者に冷たいドミニカ」ハフィントンポスト、2015年7月18日付（http://www.huffingtonpost.jp/amnesty-international-japan/dominica_b_7815344.html）2015年7月19日最終閲覧）

22 判決内容については次を参照。Corte Interamericana de Derechos Humanos, “Caso de personas dominicanas y haitianas expulsadas vs. República Dominicana, Resumen oficial emitido por la Corte Interamericana, Sentencia de 28 de agosto de 2014.”（http://corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/resumen_282_esp.pdf）2018年7月9日最終閲覧）

は「不正規移民正常化計画」の期限が切れた直後の2015年7月、調査団をハイチとドミニカ共和国に派遣し、移動を強いられている危険な状況に置かれている人々が存在していると認定するとともに、両国間の対話や国際社会による支援を進めることを呼びかけた²³。さらに米州人権委員会（CIDH: Comisión Interamericana de Derechos Humanos）は2016年2月、「ドミニカ共和国における人権状況に関する報告書」（Informe sobre la situación de los derechos humanos en la República Dominicana）と題する262ページに及ぶ報告書を発表し（なお、報告書の日付は2015年12月）、「判決168-13」によってもたらされた状況は「米州でかつて経験したことのない大規模な無国籍状態」を生む「歴史的な差別」である（CIDH 2015: 22）として厳しく批判した。なお、ドミニカ共和国外務省はこのCIDH報告を、「不正確なデータに基づく、偏見に満ちた、時代遅れの、重大な手抜きあり」と酷評し拒絶している²⁴。

ハイチ政府はこの問題を多国間外交の場に持ち込み、自国への支持を取り付けようとした。すなわち、マルテリー（Michel Martelly）大統領は「不正規移民正常化計画」が終了した直後の2015年7月にバルバドスで開催された第36回CARICOM首脳会議で、ハイチは資金不足のためドミニカ共和国による大量送還に対処することができず、この措置によって地域の平和と安全が脅かされるとし、CARICOM、米州機構、国連、国際社会がハイチ人の人権を守るための合意を締結するよう訴えた。これを受け首脳会議では、この問題を「未解決となっている人権上の危機」と表現し、ドミニカ共和国への強い批判とハイチへの全面的な連帯を表明する「コミュニケ」²⁵を発表した。

3. カリブの地域主義とドミニカ共和国

ここでCARICOMという共同体の成り立ちについて振り返っておこう²⁶。カ

23 報告については次を参照。Report of the Technical Fact-Finding Mission on the Situation in the Border Region between the Dominican Republic and Haiti, July 29, 2015. (http://www.oas.org/en/media_center/press_release.asp?sCodigo=S-030/15 2016年8月4日最終閲覧)

24 Listin Diario紙電子版, 2016年2月10日付 (<https://www.listindiario.com/la-republica/2016/02/10/407245/califican-de-inaceptable-informe-en-contra-del-pais> 2018年7月18日最終閲覧)

25 注2に同じ。

26 CARICOM形成にいたるカリブの地域統合プロセスについては次にも記している。浦部(2018)。

リブにおける地域統合の歴史は、1960年代に遡る。その出発点は、英国からの独立を控えていたバルバドス、ガイアナ、アンティグア・バーブーダの間で始められた自由貿易構想協議にあった。これを土台にまず1968年、旧英領の新興独立国や一部の自治領で構成されるカリブ自由貿易連合（CARIFTA: Caribbean Free Trade Association）が創設される。その後CARIFTAは、域内貿易の自由化とそれによる貿易拡大に一定の成果をあげていった。そうしたなか、旧宗主国である英国が欧州共同体（EC）に加盟することが決まると、カリブ諸国の間で統合の枠組みをさらに強化して新たな経済環境に対処すべきとの認識が高まった。こうして英国がECに加盟した1973年、CARIFTAを発展的に改組したCARICOMが創設されることになったのである。このようなカリブの統合が推し進められていった背景には、独立を達成したばかりの国や独立を目前に控えた国それぞれの経済規模が一つひとつでは著しく小さく、政治的な独立に見合う経済的な自立を獲得するためには経済の統合と政策協調の推進が不可欠であるとの認識があった。

このCARICOMは、1990年代に一つの転機を迎える。ポスト冷戦期に入り、世界がネオリベリズムの潮流に包まれるなかで、1990年に開催された第10回CARICOM首脳会議で次の二つが目標として掲げられることになった。一つは「カリブ単一市場・経済」（CSME: CARICOM Single Market and Economy）の創設による市場統合のさらなる推進であり、もう一つが加盟国の拡大である。この加盟国拡大の方針に沿って、脱植民地化や国家形成の点で類似の経験を共有するスリナムが1995年に、ハイチが2002年にCARICOMの新規加盟国として迎え入れられた。CSMEに関しては、2001年にその設立のための議定書が署名された。今日ではCARICOMは、発足当初の経済分野での地域統合を超え、民主主義支援（とくに政情が不安定化しているハイチへの支援）、海洋資源保護、気候変動対策、災害対応などを含む包括的な政策協調を行う地域機構へと発展している²⁷。

ネオリベリズム期に入ってからCARICOMはまた、近隣のイベリア系諸国との関係強化も模索するようになった。1994年にはCARICOM側からの提唱により、メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、中米5カ国、パナマ、そしてキューバとドミニカ共和国を加えた、カリブ海域にある全25カ国が加盟する

27 CARICOMは首脳会議を頂点に、金融・企画、外交・共同体関係、人間・社会開発、貿易・経済開発に関する共同体閣僚会議や専門理事会を有している。

カリブ諸国連合（ACS: Association of Caribbean States/AEC: Asociación de Estados del Caribe）というフォーラムが創設された。また、域外国との自由貿易の拡大も模索され、1998年8月にはCARICOM・ドミニカ共和国自由貿易協定（CARICOM-Dominican Republic Free Trade Agreement）も締結された（2001年12月発効）²⁸。なお、ドミニカ共和国とCARICOMが関わる経済実務協議の枠組みとしてはすでに1992年、カリフォーラム（Cariforum）が立ち上げられていた。このフォーラムは、ロメ協定（EUとアフリカ・カリブ海・太平洋諸国との間の貿易と経済支援に関する協定）に関し、EU（1992年当時はEC）とカリブ側の協定参加国との実務協議のために設けられたもので、当初はカリブ側にはCARICOM、ドミニカ共和国、ハイチの三者が入っており、ハイチが2002年にCARICOMに加盟して以降は、CARICOMとドミニカ共和国がEUとの間で実務交渉を行う場となっている²⁹。

こうした一連の地域国際環境の変化を受けて、ドミニカ共和国によるCARICOMへの正式加盟の気運も強まっていくこととなった。2013年7月に開催された第34回CARICOM首脳会議にオブザーバーとして出席したメディナ大統領は、CARICOMに正式加盟する意向をあらためて表明し³⁰、各国首脳からもそれを歓迎する意が表された³¹。ところが、同年9月の「判決168-13」が、この流れを完全に反転させることになった。同年11月、CARICOMはトリニダード・トバゴのバサド=ビセッサ（Kamla Persad-Bissessar）首相、セントビンセント・グレナディーン人のゴンザルベス（Ralph Gonsalves）首相、ハイチのマルテリー大統領らを含む各国代表がトリニダード・トバゴで会合を開き、ドミニカ共和国の加盟申請を停止することを決定した³²。

28 CARICOM, “CARICOM/Dominican Republic Free Trade Agreement,” 2001年11月30日付 (<https://caricom.org/media-center/communications/press-releases/caricom-dominican-republic-free-trade-agreement> 2018年7月14日最終閲覧)

29 CARICOMのWebサイト参照 (<https://caricom.org/cariforum-the-context> 2018年8月6日最終閲覧)。

30 ドミニカ共和国によるCARICOMへの加盟構想は、かねてから外交交渉の場などで取り上げられていた。

31 Diario Libre紙電子版, 2013年7月6日付 (<https://www.diariolibre.com/noticias/medina-a-caricom-repblica-dominicana-viene-ante-ustedes-con-los-brazos-abiertos-ECDL391533> 2018年8月13日最終閲覧)

32 Listin Diario紙電子版, 2013年11月27日付 (<https://www.listindiario.com/la-republica/2013/11/27/301196/el-caricom-cierra-sus-puertas-a-rd> 2018年1月6日最終閲覧)

おわりに

CELACやカリブ諸国連合（ACS/AEC）は、歴史的に関係が希薄だったラテンアメリカ諸国とカリブ諸国とを結ぶフォーラムとして重要な役割を担っているものであるといえる。CELACもACSも、一定の地理的範囲にある国々が例外なくすべて参加しており、そのことの政治的な意義は大きい。ただ、CELACはまだ歴史が浅く、またコンセンサス主義を原則とする緩やかな協議体である。ACSも、その憲章の前文で「環カリブ海地域の諸国間の関係強化のための新しい時代の幕開けを約束する」と謳ってはいるものの、その創設から四半世紀近くが経ちながら、首脳会議の開催は通算7回にとどまる。それに比べるとCARICOMは、前身のCARFITAを含めれば50年の歴史をもち、政策協議の主体として、また経済的な地域統合の推進機関として、実務的にも政治的にも様々な実績を重ねてきた。

CARICOMが旧英・蘭・仏領カリブ諸国の地域アイデンティティを具現化する主体であるというのは、重要な事実である。CARICOMはその創設40周年の節目となる2013年7月にトリニダード・トバゴで開催された第34回首脳会議で、「カリコム補償委員会」（CRC: Caricom Reparations Commission）³³を創設することを決議し、英国をはじめとする旧宗主国に対して奴隷制、虐殺、人種差別への謝罪と補償を求めることを開始した。そうした地域アイデンティティに基づく政治的立場が再強化されていくなかで起きたのが、ドミニカ共和国とハイチの間の国籍剥奪問題をめぐる外交摩擦であった。ドミニカ共和国の「不正規移民正常化計画」は、書類審査などの作業がいまだ進行中であり、政府発表によれば、本年（2018年）1月から始まる第2段階で、9万522人についての滞在資格の更新や変更が精査されることになっている³⁴。しかし、この政策は、「判決168-13」の全面的な撤回を求めるカリブ諸国を満足させるものにはまったくなっていない。

33 カリコム補償委員会は、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、ガイアナ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダード・トバゴの12カ国で構成されている。CRC Webサイト参照 (<http://caricomreparations.org/about-us/> 2018年7月15日最終閲覧)。

34 Diario Libre電子版, 2018年1月7日付 (<https://www.diariolibre.com/noticias/anuncian-segunda-etapa-de-renovacion-o-cambio-de-categoria-para-extranjeros-acogidos-al-plan-de-regularizacion-MB8928709> 2018年8月6日最終閲覧)

イベリア系ラテンアメリカ諸国とCARICOM系カリブ諸国との間にある地域アイデンティティの違いは、歴史的体験や同朋意識に深く根差しており、その溝は簡単に埋まるものではない。ドミニカ共和国の側も、2004年8月に中米・ドミニカ共和国・米国自由貿易協定（CAFTA-DR: Dominican Republic-Central America FTA）に署名し、また2013年6月には中米統合機構（SICA: Sistema de la Integración Centroamericana）に正式に加盟しており、地域外交の機軸は、通商政策や対米関係などの点で利害や立場を共有し、文化的にも一体感のあるグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカなどとの関係緊密化に傾いている。

先ほどふれたとおり、CELACはコンセンサス主義を原則としている。これには、対立をはらむ外交問題に向き合う意思と能力を大きく制約するとの弱点はあるが、分裂の力学をはらむ 이슈が表明化するのを抑え、地域的な一体性を維持し、それによって地域的利益を創出していくとの効果も期待できないわけではない³⁵。ラテンアメリカ・カリブ地域で2000年代以降に生まれている新しい地域統合は、本質的に性格を異にするラテンアメリカ諸国とCARICOM系カリブ諸国それぞれに固有の地域主義、地域アイデンティティを内部に抱え、その均衡と緊張のなかで進むことになる。

〔付記〕

本稿は2017年度に獨協大学から交付された研究奨励費（研究課題：秩序変動期ラテンアメリカの地域統合）による研究成果の一部である。またハイチとドミニカ共和国で行った現地調査には平成29年度科研費基盤研究（C）（研究課題：脆弱国家ハイチをめぐる複合的な安全保障問題—震災復興と国家再建の道筋—、課題番号：15K01889、代表者：浦部浩之）の一部を使用している。

35 CELACのコンセンサス主義に関しては、たとえばBonilla（2014）が参考になる（Bonilla 2014: 206）。

文献

- 浦部浩之 (2012) 「フォト・エッセイ：震災後のハイチを生き抜く人々—2010年ハイチ大地震と復興への遠い道のり—」『アジア研ワールド・トレンド』203号、28～31頁。
- 浦部浩之 (2016) 「2015年ラテンアメリカ政治の動向と地域統合の展望—UNASURとCELACの現状と課題—」『マテシス・ユニヴェルサリス』18巻1号、39～66頁。
- 浦部浩之 (2018) 「世界の中の中部アメリカ—中部アメリカの国際関係と日本」石井久生・浦部浩之 (編) 『世界地誌シリーズ10：中部アメリカ』朝倉書店、133～151頁。
- 浜忠雄 (2007) 『ハイチの栄光と苦難—世界初の黒人共和国の行方』刀水書房。
- 増田義郎・山田睦男 (編) (1999) 『新版 世界各国史25：ラテン・アメリカ史 (I) メキシコ・中央アメリカ・カリブ海』山川出版社。
- 山岡加奈子 (編) (2018) 『ハイチとドミニカ共和国—ひとつの島に共存するカリブ二国の発展と今—』アジア経済研究所。
- 山口尚孝 (2013) 「ハイチ人との共存—島を分かちハイチ共和国との関係」国本伊代 (編) 『ドミニカ共和国を知るための60章』明石書店、170～173頁。
- Bonilla, Adrián (2014) “La CELAC y el momento multilateral contemporáneo,” en Bonilla S., Adrián y Grace Jaramillo (eds.) *La CELAC en el escenario contemporáneo de América Latina y el Caribe*. San José: FLACSO Secretaría General.
- Bosch, Matías (2014) “A modo de presentación,” Fundación Juan Bosch (ed.) *República Dominicana y Haití: el derecho a vivir*. Santo Domingo: Fundación Juan Bosch, pp.11-32.
- CIDH (Comisión Interamericana de Derechos Humanos) (2015) *Informe sobre la situación de los derechos humanos en la República Dominicana (OEA/Ser.L/V/II. Doc.45/15)*. Washington D.C.: Comisión Interamericana de Derechos Humanos.
- Faxas, Natal, et.al. (2016) *La política migratoria nacional y otros temas periodísticos*. Santo Domingo: Editorial Funglode.
- Ministerio de Interior y Policía (de la República Dominicana) (2016) *Memoria institucional 2015*. Santo Domingo: Ministerio de Interior y Policía.
- Oficina Nacional de Estadística (de la República Dominicana) (2013) *Primera Encuesta nacional de inmigrantes en la República Dominicana (ENI-2012)*. Santo Domingo: Oficina Nacional de Estadística.
- Rodríguez R., Jaime y Bartolomé Pujals S. (2014) “Sentencia TC/168/2013 del Tribunal Constitucional Dominicano: Radiografía de una sentencia constitucional notoriamente inconstitucional,” Fundación Juan Bosch (ed.) *República Dominicana y Haití: el derecho a vivir*. Santo Domingo: Fundación Juan Bosch, pp.301-330.
- なお、上記の文献のほか、条約、協定、法律、首脳宣言、プレスリリースなどの原文を、一般情勢については各種の報道を参照している。それらのうち、とくに重要なものについては脚注に記してある。

